

知的財産侵害を見逃さない税関の水際取締り



平成31年度採用
一般職大卒（行政）

東京外郵出張所 知的財産調査官

知的財産調査官部門では、コピー商品など知的財産権侵害の疑いがある貨物の認定手続を行っています。知的財産侵害物品は関税法上輸入が禁じられていますが、侵害の有無は税関だけでは判断できないため、権利者や名宛人の意見を踏まえて認定する必要があります。

具体的には、税関検査で疑義物品が発見されると知財部門に引き継がれ、知財部門は権利者から提供された資料等をもとに現物を確認します。知的財産権を侵害していると思料するときには認定手続を開始し、双方の意見を確認したうえで侵害の有無を認定します。侵害貨物は最終的に税関で没収・廃棄します。

知財部門はコピー商品等の国内流入を水際で阻止することで、安全・安心な社会の実現に貢献しています。

税関を目指した理由

私が税関を志望したきっかけは、水際取締りの最前線というやりがいと責任ある税関の業務に興味を持ったことです。大学で刑事訴訟法を専攻していたこともあり、法執行機関で働きたいと考えていましたが、そのなかでも税関では監視取締りから通関審査、犯則調査、知的財産、関税技術協力など幅広い業務に携われることに魅力を感じました。

また、税関職員から直接話を聞くことができるイベントに何度か参加したことで、業務への解像度が高まりました。さらに、実際に働く職員の姿や人柄を知り、このような先輩方とともに働きたいと思い、税関で働きたいと強く志望するようになりました。

仕事をしていて大変だったこと、 うれしかったこと

輸出入される貨物のほとんどは問題ない貨物ですが、過去の検査実績や輸出入者がどのような会社なのかを調査して自分でねらいを定めて検査した貨物から輸出が認められない物品を発見したときには達成感とやりがいを感じました。





休日の過ごし方

休日は同期や友人に会って温泉や旅行に行ったり、サッカー観戦に行ったりすることでリフレッシュしています。また採用研修で仲良くなった他税関の同期とも定期的に会っており、良い刺激を受けています。



とある1日のスケジュール

- 08:30 出勤、メールの確認
- 09:00 朝のミーティング
- 09:15 午前の検査開始、郵便物の検査
- 11:45 認定手続を開始する貨物のデータ入力等事務作業
- 12:15 昼食
- 13:00 郵送された書類の整理・処理
- 15:15 認定手続関係書類の作成・準備
- 17:00 退庁



知的財産侵害物品は日本に持ち込ませないワン！



職場の雰囲気

知財部門は部門内のコミュニケーションが活発で些細なことでも相談しやすい雰囲気があります。また知財経験の長い職員に知的財産法について質問したり、権利者と意見交換したりするなど、日々の業務で専門性を高めることができます。

税関職員を目指す人へ一言



若手職員でも自ら考え行動できる環境が税関にはあり、様々な分野で学んできたみなさんの視点を税関業務に活かすことができます。多様なバックグラウンドを持つみなさんとともに現場で考え、成長していけることを楽しみにしています。